

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2025年1月）

日 時： 2025年1月28日（火）～29日（水）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 伊藤 剛

IASB 会議（2025年1月）傍聴報告

日時：2025年1月28日（火）～29日（水）

スケジュール：別紙参照

2025年1月28日～29日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。1月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 引当金一時的を絞った改善
- 維持管理及び一貫した適用
- 企業結合一開示、のれん及び減損
- IFRS 第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新
- IASB 作業計画のアップデート（作業計画上のテクニカル・プロジェクトの優先度決定に役立てるための見直し後のフレームワーク案）
- 排出物価格設定メカニズム
- IASB 作業計画のアップデート（超インフレ）

【1月28日（火）】

引当金一的を絞った改善

（背景）

IASBは、IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」（以下「IAS第37号」という。）について、次の3つに的を絞った改善を行うために、2024年11月12日に公開草案「引当金一的を絞った改善（IAS第37号の修正案）」（以下「ED」という。）を公表した。

- IAS第37号における負債の定義及び負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせる。
- 引当金を測定する際に含めるべきコストを明確化する。
- 引当金についての割引率（具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか）を定める。

EDは、IAS第37号の的を絞った改善を目的とするものであることから、IASBはそのコメント期間をIFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック（以下「デュー・プロセス・ハンドブック」という。）で定める通常の場合の最短期間である120日間（2025年3月12日まで）とした。

これに対し、エフラグー企業報告における欧州の声（以下「EFRAG」という。）を始め、複数の基準設定主体からコメント期限の延長に関する要請があった。EFRAGは延長を要請する書簡の中で、より詳細な分析と利害関係者との協議が必要となる等の理由によりコメント期間をさらに60日間延長（2025年5月12日まで）することを求めている。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、以下について議論した。

- EDのコメント期間を延長するか。
- コメント期間の延長を決定した場合、延長期間を60日間とするか。

（主な暫定決定事項）

IASBは120日間のコメント期間を維持することを決定した。コメント期限は依然として2025年3月12日となる。

（今後の予定）

IASBは公開草案に対するフィードバックについて検討を行う予定である。

維持管理及び一貫した適用

（「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保に係るキャッシュ・フローの分類）

（背景）

IFRS 解釈指針委員会（以下、本項目において「委員会」という。）は、将来の所定の時期にあらかじめ決められた価格でコモディティを売買する契約に係る変動証拠金担保の支払いと受取りをキャッシュ・フロー計算書において、営業活動から生じるキャッシュ・フローの区分に分類して表示すべきかそれ以外の区分に分類して表示すべきかについて、要望書を受領した。

要望書の提出を受けて、国際基準設定主体国際フォーラム等に対して情報提供要請書を送付したが、要望書の問題は広まっていないという回答であった。これらの回答結果を受けて、2024年6月に開催された委員会において作業計画に基準設定プロジェクトとして追加しないことを暫定的に決定した（以下、本項目において「暫定的なアジェンダ決定」という。）。

その後、2024年11月に開催された委員会において暫定的なアジェンダ決定に寄せられたフィードバックを検討の上、暫定的なアジェンダ決定を確定させるという結論（以下、本項目において「本アジェンダ決定」という。）に達した。

この場合、デュー・プロセス・ハンドブックに従い、委員会は本アジェンダ決定の公表する前にIASBのボードメンバーに本アジェンダ決定に反対するか否かについて確認する必要がある。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、委員会の本アジェンダ決定に反対するか否かについて審議した。

（主な暫定決定事項）

公表予定の本アジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。

（今後の予定）

本アジェンダ決定は、2025年1月にIFRICアップデート（2024年11月号）への補遺において公表される予定である。

（IFRIC Update 2024年11月）

IASBは、2024年11月のIFRS解釈指針委員会で議論された上記の「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保に係るキャッシュ・フローの分類に関するアジェンダ決定に加え、以下の暫定的なアジェンダ決定等に関するアップデートを受けた。この会議の詳細はIFRIC Update 2024年11月において公表された。

暫定的なアジェンダ決定

- 超インフレ経済の指標の評価
- 気候変動関連支出による無形資産の認識

企業結合—開示、のれん及び減損

（背景）

IASBは、IFRS第3号「企業結合」（以下、「IFRS第3号」という。）の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。

IASBは、本プロジェクトにおいて、利害関係者から寄せられた懸念を調査し、その結果、2024年3月に公開草案「『企業結合—開示、のれん及び減損』（IFRS第3号「企業結合」及びIAS第36号「資産の減損」の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

具体的には、IFRS第3号の修正案は、企業結合の業績に関する情報及び企業結合から生じると期待されるシナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求を追加することなどを提案しており、財務諸表利用者が、企業結合の業績に関して、十分な情報を受け取っていないとする懸念に対応しようとしている。

また、IAS第36号「資産の減損」（以下、「IAS第36号」という。）の修正案は、使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示に関する要求事項の修正などを提案しており、のれんに係る減損損失の複雑性や、減損損失の認識が遅すぎる場合があるとの懸念に対応しようとしている。

IASBは2024年10月のIASBボード会議で公開草案に対するコメント・レター及び利害関係者に対するアウトリーチを通じて寄せられたフィードバックの概要について議論し、2024年12月のIASBボード会議で公開草案の一部、特にIFRS第3号にお

ける企業結合の業績に関する情報及び企業結合から生じると期待されるシナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求について、寄せられたフィードバックの詳細を議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案の以下の事項に関するフィードバック及び公開草案の提案を再審議する計画について議論した。

- IFRS 第3号のその他の開示（IFRS 第3号の修正案のうち、2024年12月のIASBボード会議で議論されなかったもの）
- 使用価値を算定する際に、未確定の将来のリストラクチャリング及び資産の拡張のキャッシュ・フローを含めないとする制限を削除する提案
- 資金生成単位へののれんの配分方法を改善するための提案
- IAS 第36号に関するその他の提案
- 公的説明責任のない子会社に対する開示要求案
- 経過措置及びIFRS会計基準の初度適用企業に対する救済措置に関する提案

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、公開草案の提案について再審議を開始する予定である。

【1月29日（水）】

IFRS 第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新

（背景）

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し、コメント募集及び再審議を経て、2024年5月にIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」として公表した。

公開草案は2021年2月28日時点で公表されているIFRS会計基準書に基づいて開発されているが、それ以降に追加又は修正された開示要求は、子会社向けのIFRS会計基準に含まれないことになる。こうした部分への手当てとして、2024年7月に公開草案「IFRS第19号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」（以下「キャッチアップ公開草案」という。）が公表され、キャッチアップ公開草案に対するコメント提出期限は2024年11月27日までとされた。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、キャッチアップ公開草案に対して寄せられたコメントやアウトリーチ・イベントから寄せられたフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、今後のボード会議においてフィードバックを検討し、キャッチアップ公開草案における提案のいずれかを変更すべきか検討する予定である。

作業計画のアップデート（作業計画上のテクニカル・プロジェクトの優先度決定に役立てるための見直し後のフレームワーク案）

（背景）

IASBには利害関係者から様々な要望が寄せられる一方で、技術的な会計上の問題に対処するIASB及び利害関係者の能力に限りがあるため、IASBのアジェンダ協議プロセスを通じて全体的な優先順位付けを行う合間にも、作業計画上のテクニカル・プロジェクトを常に優先順位付けするための具体的なフレームワークが必要とされる。

そのため、2024年4月のIASBボード会議においてIASBは作業計画上のテクニカ

ル・プロジェクトの優先度の決定に役立つためのフレームワーク案（以下「フレームワーク案」という。）について議論した。

当該議論の後、IASB はフレームワーク案を適用した場合のプロジェクトの優先順位の検討を行うとともに、以下の事項を実施し、フレームワーク案の見直しを行った。

- IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会（以下「デュー・プロセス監督委員会」という。）の意見の聴取（2024年6月）
- IFRS 諮問会議の意見の聴取（2024年11月）

（今回の会議における主な論点）

IASB は見直し後のフレームワーク案について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、見直し後のフレームワーク案を検証し、追加のフィードバックをデュー・プロセス監督委員会に求める予定である。

排出物価格設定メカニズム

（背景）

第3次アジェンダ協議でのフィードバックを受け、IASB は排出物価格設定メカニズム（以下「PPM」という。）を予備リストのプロジェクトにすることを決定した。予備リストのプロジェクトは、次回のアジェンダ協議までにIASBのリソースに余裕が生じた場合にのみ、作業計画に追加される。

作業計画に追加されとした場合、本プロジェクトの研究・フェーズにおいてIASBは次のことを検討することが必要となる。

- すべての種類の排出物価格設定メカニズムを扱うか、一部（排出量取引スキームなど）のみを扱うか
- トレーダー及びスキーム管理者の会計処理を扱うか、そうしたスキームに参加することを要求される（又は参加を選択する）企業にプロジェクトを限定するか

2024年6月のIASBボード会議では、PPMに関するプロジェクトを優先すべきかどうかの決定に役立てるために収集した情報について議論した。

（今回の会議における主な論点）

2024年6月のIASBボード会議以降に実施されたホライゾン・スキャニング¹によって得られたPPMに関する最新情報を考慮した上で、フレームワーク案を用いて優先順位を評価し、PPMに関するプロジェクトを作業計画に追加するか、又はその決定を次回のアジェンダ協議まで先送りするかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは、PPMに関するプロジェクトを作業計画には追加せず、その決定を次回のアジェンダ協議まで先送りすることを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBは、PPMに関するプロジェクトをIASBのプロジェクトの予備リストに残し、モニタリングを引き続き行う予定である。

作業計画のアップデート（超インフレ）

（背景）

IASBの第3次アジェンダ協議に関する情報要請（以下、本項目において「RFI」という。）では、インフレを可能性のあるプロジェクトとして特定されたが、RFIへの回答者のほとんどがインフレに関するプロジェクトの優先度は低いと評価した。

IASBが第3次アジェンダ協議終了後に利害関係者から、経済情勢の変化によって、より多くの経済圏が高率のインフレに見舞われたという情報が寄せられた。これにより、高率のインフレに見舞われた経済圏の機能通貨を有する企業又はその経済圏の機能通貨を有する外国事業を有する企業が、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS第29号」という。）を適用するかどうか、また適用する場合はどのように適用するか評価する必要が生じており、利害関係者からは以下の懸念が示されている。

- 経済が超インフレになったとする場合の見極め

¹将来、社会に大きな影響をもたらす可能性のある変化の兆候をいち早く捉えるために、利用可能な情報を体系的・継続的に収集・分析し、潜在的なリスクや可能性を把握する活動。（出典：小学館/デジタル大辞泉）

- IAS 第 29 号を適用するコストと複雑さ
- 得られた情報の有用性

また、IFRS 解釈指針委員会（以下、本項目において「委員会」という。）は、超インフレ経済となる時期を識別するための IAS 第 29 号の適用に関する要望書の提出を受け、2024 年 11 月の委員会では超インフレの指標となる国の経済環境の特徴を列挙した IAS 第 29 号第 3 項について審議が行われた。当該要望書の提出者は以下の懸念が示した上で、IASB に対し懸念に対応するための基準の設定を求めている。

- IAS 第 29 号の適用することによる情報の有用性
- 超インフレの機能通貨を持つ外国事業を報告企業の財務諸表に組み込むことの複雑さ

さらに、2024 年 11 月に開催された委員会と同年 12 月に開催された IASB の新興経済国グループとの会合でそれぞれ委員に意見を求めた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、ホライゾン・スキャニングを通じて識別された IAS 第 29 号に関する利害関係者の懸念と課題について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

別紙 スケジュール

1月28日（火）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|---|
| 11:00-11:30 | 引当金一時的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22） （予定 30分→32分） |
| 11:30-11:45 | 維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 15分→9分） |
| 11:45-14:30 | 休憩 |
| 14:30-16:30 | 企業結合－開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 120分→100分） |

1月29日（水）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--|
| 10:00-12:00 | IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新（アジェンダ・ペーパー32） （予定 60分→58分） |
| 12:00-13:00 | 休憩 |
| 13:00-13:30 | IASB 作業計画のアップデート（作業計画上のテクニカル・プロジェクトの優先度決定に役立てるための見直し後のフレームワーク案） （アジェンダ・ペーパー8） （予定 30分→14分） |
| 13:30-14:30 | 排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー10） （予定 60分→55分） |
| 14:30-15:00 | IASB作業計画のアップデート（超インフレ）（アジェンダ・ペーパー8） （予定 30分→70分） |

以上